

2015年3月27日

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改定案及び同編集方針に関する意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス¹（以下「BSA」）は、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改定案及び同編集方針に関して以下の通り意見を提出します。

BSAは、今回の改定案において改定の対象とならなかった、平成25年9月版「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「現行準則」という。）における「III-10 使用機能、使用期間等が制限されたソフトウェア（体験版ソフトウェア、期間制限ソフトウェア等）の制限の解除方法を提供した場合の責任（iii69~iii78）」（以下、当該箇所を「ソフトウェア制限解除箇所」という。）における不正競争防止法適用に関する記述について、ソフトウェア業界が採用する技術が変化したこと及び新たに判決が出されていることも踏まえ、早急に改定することを求めるものです。

現行準則では、ソフトウェア制限解除箇所において、「一般に、制限版における制限方法は、特定の反応をする信号がプログラムとともに記録されていたり、プログラム自体が特定の変換を必要としたりするものではなく、技術的制限手段に該当しない。したがって、当該行為は、いずれの態様においても、技術的制限手段に対する不正競争には該当しないと考えられる。」と結論づけています（iii77）。しかしながら、ソフトウェア制限解除箇所における考察及び結論は、現在ソフトウェアメーカーが幅広く採用しているライセンス認証システム（プログラムの実行可能化条件として、メーカーが送付する認証済メッセージの受信とユーザー・コンピュータへの記録を求める仕組み）の存在を射程に入れたものではないため、ライセンス認証システムの認証回避型クラックツールの提供においては結論を異にするものであって、その場合は、不正競争防止法の適用が認められることを明記すべきです。このライセンス認証システムの認証回避型クラックツール（ここでは、ライセ

¹ BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Altium, ANSYS, Apple, ARM, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, Dell, IBM, Intel, Intuit, Microsoft, Minitab, Oracle, salesforce.com, Siemens PLM Software, Symantec, Tekla, The MathWorks, Trend Micro が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

ンス認証システムによる認証を回避し、使用期間や機能制限のない製品版プログラムの実行を可能化する信号である不正なプロダクトIDをユーザーパソコン内に偽造・偽装するクラック・プログラムをいう)の提供事案については、既に刑事事件において不正競争防止法違反を理由とする有罪判決が出されており²、当該判決では、ソフトウェアメーカーが広く採用するライセンス認証システムが不正競争防止法の「技術的制限手段」に当たること、クラック・プログラムが「技術的制限手段により制限されているプログラムの実行を当該技術的手段の効果を妨げることによる可能とする機能を有する」ものであることを明確に認定しています。これに対し、ソフトウェア制限解除箇所における記述は、ライセンス認証システムについての正確な理解と認識に立つものではなく、クラックツールの提供を一般的に不正競争に該当しないと結論づけることには明確な誤りがあり、本準則の与える影響の大きさからすれば、現状のまま放置することは許容されるものではないと考えます。従って、ソフトウェア制限解除箇所における記述は、ライセンス認証システムの存在を前提としておらず現在の技術動向と齟齬があること及び判例に鑑み、改定又は全面的に削除されるべきであり、また、改定する場合、少なくとも現在の結論の適用場面を限定・明確化するよう強く要望します。クラックツールの提供により不正なソフトウェア利用が可能となって深刻な被害を受けているソフトウェアメーカーが、ソフトウェア制限解除箇所の改定又は全面的削除によって、円滑にエンフォースメントを行えるようになることを望んでいます。

以 上

² 平成 26 年 12 月 5 日宇都宮地方裁判所判決 <http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20141205/>